

診断基準について

I 主要症状等	①脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。 ②現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である。
II 検査所見	MRI、CT、脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。
III 除外項目	①脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが、上記主要症状（I-②）を欠く者は除外する。 ②診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。 ③先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。
IV 診断	①I～IIIをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。 ②高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う。 ③神経心理学検査の所見を参考にすることができる。 なお、診断基準のIとIIIを満たす一方で、IIの検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については、慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあり得る。

【出典】国立障害者リハビリテーションセンター
「高次脳機能障害者支援の手引き（改訂第2版）」

気になる症状があれば、
かかりつけ医に相談し、
専門機関を紹介してもらいましょう。

高次脳機能障害に関する主な相談窓口

生活のしづらさを改善するための工夫や対応の仕方、利用できる福祉サービスが知りたいなど、お困りのことがありましたらご相談ください。

<総合的な相談>

【県】・宮城県リハビリテーション支援センターリハビリテーション支援班
☎022-784-3588

・宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所母子・障害班
☎0228-22-2118

【市】・栗原市市民生活部健康推進課
☎0228-22-0370

・お住まいの地域の保健推進室
築館・志波姫 ☎0228-22-1171
若柳・金成 ☎0228-32-2126
栗駒・鶯沢 ☎0228-45-2137
高清水・瀬峰 ☎0228-58-2119
一迫・花山 ☎0228-52-2130

<障害福祉サービス等に関する相談>

【市】・栗原市市民生活部社会福祉課
☎0228-22-1340

・お住まいの地域の保健推進室

<医療に関する相談>

【拠点病院】東北医科薬科大学病院(高次脳機能障害支援センター)
☎022-259-1221

<検査とリハビリができる医療機関>

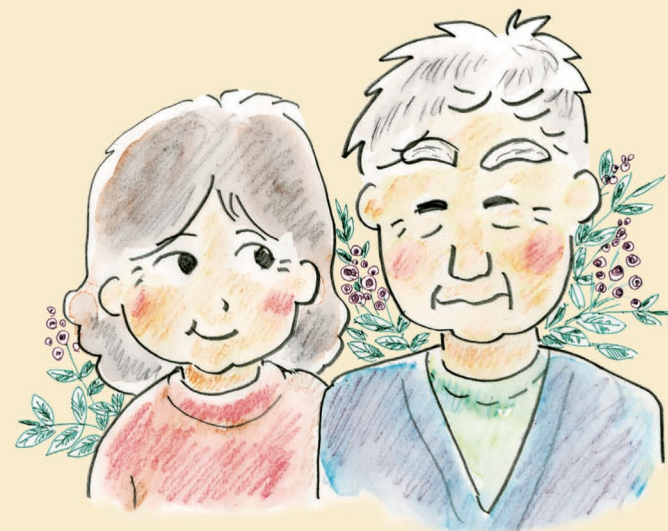
※原則かかりつけ医療機関からの受診相談が必要です。

【病院】・栗原市立栗原中央病院 ☎0228-21-5330
・栗原市立若柳病院 ☎0228-32-2335

<本人・家族等の集い>

【事業所】サポートセンターころんぶす「高次脳ほっとサロン」
☎0228-52-2889

その症状、
もしかして、
高次脳機能障害
かもしれません?!



高次脳機能障害は「見えない障害」と言われ、本人・家族も、生きづらさや生活のしづらさを感じながらも、障害とは気づかずに、過ごされていることがあります。

高次脳機能障害は、事故や病気の後遺症としてみられる障害であり、適切なリハビリなどにより、時間はかかりますが、少しずつ良くなると言われています。診断がつけば、障害福祉サービスの利用が可能です。

作成 栗原圏域高次脳機能障害者支援連絡会議
栗原地域医療対策委員会（平成30年11月）

本リーフレットに関するお問い合わせは、
宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所母子・障害班（☎0228-22-2118）まで

高次脳機能障害の主な原因と症状

事故や病気などで脳が傷ついた後に、このような症状はありませんか？

主な原因

脳外傷(頭部外傷)	交通事故、転落、転倒などによる硬膜外血腫、脳内出血、脳挫傷、びまん性軸索損傷
脳血管障害	脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳塞栓、脳血栓)
その他	脳炎、低酸素脳症、脳腫瘍、正常圧水頭症、アルコール中毒

記憶障害

- ・新しいことが覚えられない
- ・同じことを繰り返し質問する
- ・少し前の出来事や約束を思い出せない

など

注意障害

- ・同時に2つ以上のことに気配りできない
- ・気が散りやすい、同じミスを繰り返す
- ・集中力が続かない、逆に一つのことに熱中すると次の予定を忘れてしまう

など

遂行機能障害

- ・料理の必要な材料や手順が分からない
- ・段取りが組めない
- ・間違えた時の修正や変更ができない
- ・予定通りに行かないと混乱してしまう

など

行動と情緒の障害

- ・突然、興奮し怒ったり、不安になって泣いたりする
- ・我慢ができない
- ・やる気がでない
- ・状況に適した行動がとれない

など

福祉制度の利用について

- 高次脳機能障害は、精神障害者保健福祉手帳の申請が可能です。(※失語症については、身体障害者手帳の申請が可能です。)
- 障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象です。高次脳機能障害者は、精神障害者保健福祉手帳を持っていない場合でも、自立支援医療受給者証(精神通院医療)や医師の診断書があれば、障害福祉サービスの支給申請が可能です。
- 脳血管疾患(特定疾患)を原因とする40歳以上の高次脳機能障害者は、介護保険制度の申請ができます。
- 条件を満たしていれば、高次脳機能障害は障害年金の受給対象になります。

